二南中だより



江東区立第二南砂中学校　学校便り　令和８年１１月１２日　発行第７号

校　章

https://2nan-chu.koto.ed.jp/

学校教育目標
・自ら学ぶ人
・心豊かな人
・健やかな人
「心をカタチに」

法律から「学ぶ」 2026 Part.2

校長　塩野　恵

ドリンクバー、注文していないけど･･･　～　それ犯罪かもしれない図鑑　～

監修:小島洋祐/金の星社



ファミリーレストランで注文していない人が

*ドリンクバーの飲み物を飲むと、**「詐欺罪」**になる。*

「刑法第 246 条」では、人をだましてお金やものを手に入れると、罪になると決められています。だまして得をしたり、他の人に得をさせても罪になります。



【注文していない人が、飲んでもいい？】

ファミリーレストランなどのドリンクバーは、いろいろなドリンクが飲み放題です。でも、一人しか注文していないのに、同じコップを使って何人かでまわし飲みするのは **NG**。ドリンクバーは、食べ放題のバイキングと同じで、お金をはらって飲み放題の「権利」を買っています。だから、利用する人それぞれがお金を支はらわなければ利用できません。

権利をもっていない人がドリンクバーを利用すると、必要なお金を支はらわなかったという理由から、**「詐欺罪」**になる可能性も。ドリンクバーは人数分きちんと注文して、楽しい時間を過ごしましょう。



【ドリンクバーのティーバッグ、持ち帰ってもいい？】

ティーバッグは店内で使うために置いてあります。店が「持ち帰ってもいい」としていなければ、勝手に持ち帰るのは**「窃盗罪」**にあたります。テーブルに置いてある小袋の調味料なども同じです。*一口くらいならいいかもなんて思わず、きちんとお金を支払って、楽しく利用しましょう。*

【新・生徒会役員を紹介します】　※敬称略

◎生徒会長　2年　木村　葵　　◎副会長　2年　水野　涵威

◎本部役員　１年　宮下　陽菜乃　　1年　曽我部　真緒　　1年　山田　成実



【お知らせ】

◎ふれあい月間について

東京都は、6月．１１月．２月をいじめや犯罪等の防止月間を目的とし、「ふれあい(いじめ防止強化)月間」と、定めています。二南中でも、いじめ防止の授業等、「いじめゼロ」に向けて取り組みます。いじめは、絶対にあってはいけない行為です。 １１月も、二南中で、よく学び、考え・判断し、行動しましょう。



【保護者・地域の皆様へ】

運動会での御声援・運営補助等、ありがとうございました。

今後も、様々な学校教育活動に際し、御支援・御協力をお願いいたします。



